

**第2編****投資信託及び投資法人に関する業務**

1種

2種

**問 1** 次の文章のうち、正しいものに○を、正しくないものに×をつけなさい。

1. 投資信託は、市場型間接金融といわれており、投資信託に内在するリスクは、投資信託委託会社の信用リスクのみである。
2. 投資信託は、信託銀行によって元本が保証されている。
3. 投資信託は、種類によって元本が保証されているものと、元本が保証されていないものに分類される。
4. 特定資産とは、主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるものである。
5. 投資信託及び投資法人の主たる投資対象となる特定資産に、有価証券、不動産、不動産の賃借権、地上権が含まれる。
6. 投資信託及び投資法人の主たる投資対象となる特定資産に、不動産は含まれるが、不動産の賃借権は含まれない。
7. 投資信託及び投資法人の主たる投資対象となる特定資産に、デリバティブ取引に係る権利は含まれていない。

**問 2** 次の文章のうち、正しいものに○を、正しくないものに×をつけなさい。

1. 証券投資信託とは委託者指図型投資信託のうち、投資信託財産の総額の3分の1を超える額を有価証券等に対する投資として運用することを目的とした投資信託をいう。
2. 特定又は少数の投資家を対象に設定される投資信託で、2人から49人までの投資家を対象とするものを「一般投資家私募」という。
3. 委託者指図型投資信託の投資信託財産には法人格はないが、投資法人も投資信託財産自体には法人格はない。
4. 委託者非指図型投資信託において、信託会社等は委託者であると同時に受託者である。
5. 委託者非指図型投資信託の受託者となることができるのは、信託会社又は信託業務を営む金融機関である。
6. 委託者非指図型投資信託は、証券投資信託として設定されなければならない。

**問 3** 次の文中のイ～ニの ( ) にあてはまる語句を正しく選んでいる選択肢を1つ選びなさい。

- ・ ( イ ) 型は、発行者が発行証券を買い戻すことができるファンドであり、換金は純資産価格(基準価額)に基づいて行われる。
- ・ ( ロ ) 型は、解約又は買戻しとこれによる基金の減少が原則として行われず、換金は市場で売却するしかない。
- ・ ( ハ ) 型は ( ニ ) 型と比べると基金の資金量が安定している。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1. イ：オープン・エンド  | ロ：クローズド・エンド |
| ハ：オープン・エンド     | ニ：クローズド・エンド |
| 2. イ：オープン・エンド  | ロ：クローズド・エンド |
| ハ：クローズド・エンド    | ニ：オープン・エンド  |
| 3. イ：クローズド・エンド | ロ：オープン・エンド  |
| ハ：オープン・エンド     | ニ：クローズド・エンド |
| 4. イ：クローズド・エンド | ロ：オープン・エンド  |
| ハ：クローズド・エンド    | ニ：オープン・エンド  |

**問 4** 次の文章のうち、正しいものに○を、正しくないものに×をつけなさい。

1. クローズド・エンド型は、発行者が発行証券を買い戻すことができるので、基金の減少が絶えず行われる。
2. オープン・エンド型はクローズド・エンド型に比べて基金の資金量が安定している。
3. オープン・エンド型の発行証券は市場でしか売買されないが、クローズド・エンド型の発行証券は純資産価格(基準価額)に基づいて換金が行われる。
4. クローズド・エンド型の発行証券を換金するには市場で売却するしかない。
5. 不動産のように投資対象資産の流動性が低い場合には、クローズド・エンド型の方が運用管理がしやすい。
6. 証券投資信託において、あらかじめ投資信託約款で解約請求することができない期間を定める場合があり、この期間を無分配期間という。

## 第2編 投資信託及び投資法人に関する業務

問1		
1.	×	投資信託に内在するリスクは、投資信託委託会社の信用リスクのみでなく、運用資産の価格変動リスクや信用リスク、外国資産の為替変動リスクなど多岐に及びます。
2.	×	投資信託の元本は保証されていません。
3.	×	投資信託は、すべて元本が保証されているものではありません。
4.	○	
5.	○	
6.	×	投資信託及び投資法人の主たる投資対象となる特定資産に、不動産だけではなく、不動産の賃借権も含まれます。
7.	×	投資信託及び投資法人の主たる投資対象となる特定資産に、デリバティブ取引に係る権利は含まれます。
問2		
1.	×	証券投資信託とは委託者指図型投資信託のうち、投資信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券等に対する投資として運用することを目的とした投資信託をいいます。
2.	○	
3.	×	委託者指図型投資信託においてはファンドに法人格はありませんが、投資法人においてはファンド自体に法人格があります。
4.	×	委託者非指図型投資信託において、信託会社等は受託者であり、委託者は投資家です。投資家は委託者であると同時に受益者でもあります。
5.	○	
6.	×	委託者非指図型投資信託では、「証券投資信託」の設定はできません。
問3		2番
		イ：オープン・エンド    ロ：クローズド・エンド ハ：クローズド・エンド    ニ：オープン・エンド